

岡山県立大学及び岡山県立岡山病院の地方独立行政法人化に伴う関係条例の整備に関する条例
(岡山県立大学条例等の廃止)

第一条 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 岡山県立大学条例(平成四年岡山県条例第三十一号)
 - 二 岡山県立大学学術研究振興基金条例(平成七年岡山県条例第十四号)
 - 三 岡山県営病院事業条例(昭和四十一年岡山県条例第六十六号)
- (岡山県行政情報公開条例の一部改正)

第二条 岡山県行政情報公開条例(平成八年岡山県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「公営企業管理者、」の下に「県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)
並びに」を、「岡山県土地開発公社」の下に「(以下「地方公社」という。)」を加え、同条第二項中「岡山県住宅供給公社及び岡山県土地開発公社(以下「地方公社」という。)」を「県が設立した地方独立行政法人及び地方公社」に改める。

第七条第二号八中「地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下この条において同じ。)」を削る。

第十四条第一項中「県」を「県、県が設立した地方独立行政法人」に改める。

第十六条の二を次のように改める。

(県が設立した地方独立行政法人等に対する異議申立て)

第十六条の二 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等又は県が設立した地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)に基づく異議申立てをすることができる。地方公社についても、同様とする。

(岡山県個人情報保護条例の一部改正)

第三条 岡山県個人情報保護条例(平成十四年岡山県条例第三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条」を「第三十六条の二」に改める。

第二条第二号中「及び公営企業管理者」を「公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」に改め、同条第四号中「が職務上」を「(県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下同じ。)」が職務上」に改める。

第五条中「(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を削る。

第七条第一項第五号中「地方公共団体又は」の下に「県が設立した地方独立行政法人以外の」を

加える。

第九条第四項第一号中「機関」の下に「又は県が設立した地方独立行政法人」を、「規定する職員」の下に「並びに県が設立した地方独立行政法人の役員」を加える。

第十六条第三号八中「警察職員及び」の下に「県が設立した地方独立行政法人以外の」を加える。

第三章第四節中第三十七条の前に次の一条を加える。

（県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て）

第三十六条の二 県が設立した地方独立行政法人がした開示請求、訂正等請求若しくは利用停止等請求に対する決定又は県が設立した地方独立行政法人に対する開示請求、訂正等請求若しくは利用停止等請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）に基づく異議申立てをすることができる。

第三十七条中「（昭和三十七年法律第六十号）」を削る。

（岡山県職員給与条例の一部改正）

第四条 岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「、期末特別手当」を削る。

第二条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号八及び同条第三項を削る。

第十一条第五項中「他の地方公共団体の職員」を「職員以外の地方公務員」に改め、「使用される者」の下に「、一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十五条に規定する一般地方独立行政法人をいう。）の職員」を加える。

第十八条の二第一項中「入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあつては二万円、」及び「その他の」を削り、「七千二百円」を、「七千二百円」に改め、「入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあつては三万円、」を削り、「一万八 hundred 円」を、「一万八 hundred 円」に改める。

第十八条の三中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第十九条の五を次のように改める。

第十九条の五 削除

別表第三イの表を削り、別表第三ロの表中「~~機~~関（一）」を「~~機~~関（一）」に改め、同表を別表第三イの表とし、別表第三ハの表中「~~機~~関（三）」を「~~機~~関（二）」に改め、同表を別表第三ロの表とする。

別表第五イの表からハの表までの備考中「~~機~~関」を削る。

（岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正）

第五条 岡山県職員特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年岡山県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十五号を削り、第二十六号を第二十五号とし、第二十七号から第二十九号までを一
号ずつ繰り上げる。

第七条中「、第六号に規定する作業にあつては土木部の出先機関に勤務する職員」を削る。

第八条第二項中「第三十条第一項第三号及び第三十四条第一号」を「第三十二条第一号」に改め
る。

第二十七条第一項中「第三十四条」を「第三十三条」に改める。

第三十条を次のように改める。

第三十条 削除

第三十一条中「次の各号に掲げる」を「精神保健福祉センターに勤務する医師及び歯科医師であ
る」に改め、「、当該各号に定めるところにより」を削り、同条各号を削り、同条に次の一項を加
える。

2 前項の手当の額は、在勤一月につき三万五千円とする。

(職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第六条 職員の懲戒に関する条例(昭和二十六年岡山県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「職員」の下に「(県が設立した地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第
二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。))の職員を
含む。以下同じ。)」を加える。

第二条中「第二十九条第二項」の下に「(地方独立行政法人法第五十三条第三項の規定により読
み替えて適用する場合を含む。)」を、「人事委員会規則」の下に「(特定地方独立行政法人の職員
にあつては、当該特定地方独立行政法人の規程)」を加える。

第六条中「人事委員会規則」の下に「(特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該特定地方
独立行政法人の規程)」を加える。

(職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第七条 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十八年岡山県条例第四十九号)の一部を次
のように改正する。

第一条中「職員」の下に「(県が設立した地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第
二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。))の職員を
含む。以下同じ。)」を加える。

第二条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、「任命権者」の下に「(特定地方
独立行政法人の理事長を含む。)」を加え、同条第三号中「外、人事委員会が」を「ほか、人事委
員会規則(特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該特定地方独立行政法人の規程)で」に改
める。

(岡山県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第八条 岡山県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年岡山県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項第八号、第十号及び第十二号中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同項中第十八号を第二十号とし、第十七号の次に次の二号を加える。

十八 第七条の五第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人役員としての引き続きいた在職期間

十九 第七条の五第二項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人役員としての引き続きいた在職期間

第六条の四第二項中「第十八号」を「第二十号」に改める。

第七条第五項中「地方公共団体の退職手当に関する規定」の下に「又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。)(の退職手当の支給の基準(同法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。以下この項及び第十三条において同じ。))を、「している地方公共団体」の下に「又は特定地方独立行政法人」を加え、「(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。第二号において同じ。)」及び「(同法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。第二号及び第十三条において同じ。))」を削り、同項第二号中「。以下この号」の下に「及び第七条の五」を加え、同項第六号中「特定地方公社職員又は特定公庫等職員(以下「特定地方公社等職員」という。))」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「特定地方公社等職員と」を「特定一般地方独立行政法人等職員と」に改め、同条第六項中「いう。」の下に「以下同じ。」を加える。

第七条の四の見出し中「特定地方公社等」を「特定一般地方独立行政法人等」に改め、同条第一項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条第三項中「特定地方公社等職員又は」を削り、同項第一号及び同条第四項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条中第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 地方独立行政法人法第五十九条第二項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

6 移行型一般地方独立行政法人の成立の日の前日に職員として在職する者が、地方独立行政法人法第五十九条第二項の規定により引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員となり、かつ、引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみな

す。ただし、その者が当該移行型一般地方独立行政法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

第七条の四の次に次の一条を加える。

（特定一般地方独立行政法人役員として在職した後引き続き職員となつた者に対する退職手当に係る特例）

第七条の五 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人（退職手当の支給の基準（地方独立行政法人法第五十六条第一項において準用する同法第四十八条第二項に規定する基準をいう。）において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員としての勤続期間に通算することを定めている法人に限る。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下この条において「特定一般地方独立行政法人役員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人役員として在職した後引き続き再び職員となつた者の第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 特定一般地方独立行政法人役員が、一般地方独立行政法人の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となつた場合におけるその者の第七条第一項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人役員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

3 前二項の場合における特定一般地方独立行政法人役員としての在職期間の計算については、第七条（第五項及び第六項を除く。）の規定を準用する。

4 職員が第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人役員となつた場合又は第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人役員となつた場合においては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

（知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第九条 知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和三十二年岡山県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「岡山県職員給与条例第十九条の五」を「同条例第四条」に改める。

（知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第十条 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十二年岡山県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「知事の」を「第一条各号に掲げる職員の」に改める。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第十一条 職員の分限に関する条例(昭和四十六年岡山県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「の規定に基づき、職員」を「(これらの規定を地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八号)第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、職員(県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員を含む。以下同じ。)」に改める。

第二条第二号中「人事委員会規則」の下に「(特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該特定地方独立行政法人の規程)」を加える。

第三条第一項中「任命権者」の下に「(特定地方独立行政法人の理事長を含む。以下同じ。)」を加え、「行なわせ」を「行わせ」に改め、同条第二項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第五条第二項中「条例」の下に「(特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該特定地方独立行政法人の規程)」を加える。

第八条中「人事委員会規則」の下に「(特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該特定地方独立行政法人の規程)」を加える。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第十二条 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年岡山県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「から第三項まで及び」を「及び第二項(これらの規定を地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八号)第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二十八条の二第三項並びに」に改め、「職員」の下に「(県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員を含む。次条及び第三条において同じ。)」を加える。

第三条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第十三条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年岡山県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第一項」の下に「(地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八号)第五十三条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を、「職員」の下に「(県が設立した

地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員を含む。次条及び第三条第一項において同じ。」を加える。

第二条第一項中「任命権者」の下に、「（特定地方独立行政法人の理事長を含む。第八条第一項において同じ。）」を加え、同項第五号中「人事委員会規則」の下に、「（特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該特定地方独立行政法人の規程。以下この条及び第九条において同じ。）」を加える。

第三条第三項中「派遣職員」の下に、「（特定地方独立行政法人の職員を除く。以下第七条までにおいて同じ。）」を加える。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第十四条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年岡山県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、第五条第二項、」を「及び第五条第二項（これらの規定を地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十三条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに」に改め、「職員」の下に、「（県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員を含む。以下第五条の二までにおいて同じ。）」を加える。

第三条第三号中「任命権者」の下に、「（特定地方独立行政法人の理事長を含む。第五条の二において同じ。）」を加える。

第五条の三第三項を削る。

第六条中「（以下この項において「調整期間」という。）」を削る。

第十二条中「人事委員会規則」の下に、「（特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該特定地方独立行政法人の規程）」を加える。

（岡山県職員倫理条例の一部改正）

第十五条 岡山県職員倫理条例（平成十二年岡山県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十三条を削り、第十四条を第十三条とする。

（職員の再任用に関する条例の一部改正）

第十六条 職員の再任用に関する条例（平成十二年岡山県条例第百五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、同条第二項」を「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十八条の四第一項」に改め、「場合」の下に「並びに地方独立行政法人法第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合」を、「職員」の下に「（県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法

人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員を含む。以下同じ。」を加え、「第二十八条の五第一項」を「若しくは第二十八条の五第一項（これらの規定を地方独立行政法人法第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改める。

第三条第二項中「任命権者」の下に「（特定地方独立行政法人の理事長を含む。）」を加える。

第五条中「人事委員会規則」の下に「（特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該特定地方独立行政法人の規程）」を加える。

（公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第十七条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十四年岡山県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 法第二条第一項第二号に規定する一般地方独立行政法人で人事委員会規則で定めるもの

第四条中「、期末特別手当」を削る。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第十八条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条第一項及び第二項」の下に「（これらの規定を地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十三條第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を、「規定する職員」の下に「並びに県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員」を加える。

第二条の見出し中「任用」を「任期」に改め、同条第一項中「任命権者」の下に「（特定地方独立行政法人の理事長を含む。以下第六条までにおいて同じ。）」を加える。

第四条第三項中「承認を」を「承認（特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該承認に相当する承認その他の処分）」を「に改める。

第七条第一項中「である職員」の下に「及び特定地方独立行政法人の職員」を加え、同条第三項中「（岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号。以下「給与条例」という。）別表第三イの教育職給料表一）の五級の指定五号給の額未満の額に限る。」又は給与条例別表第三イの教育職給料表一）の五級の指定五号給の額に相当する額」を削る。

第八条第一項中「給与条例」を「岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号。以下「給与条例」という。）」に改め、同条第二項中「第十八条の三第二項」を「第十八条の三第一項」に改める。

第十条中「人事委員会規則」の下に「（特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該特定地方独立行政法人の規程）」を加える。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第十九条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「岡山県職員給与条例(昭和二十六年岡山県条例第十八号。以下「給与条例」という。)(別表第三イの教育職給料表一)の五級の指定五号給の額未満の額に限る。」又は給与条例別表第三イの教育職給料表一()の五級の指定五号給の額に相当する額」を削る。

第六条第一項中「給与条例」を「岡山県職員給与条例(昭和二十六年岡山県条例第十八号。以下「給与条例」という。)()に改め、同条第二項中「第十八条の三第二項」を「第十八条の三第一項」に改める。

(知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正)

第二十条 知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成十五年岡山県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第七条第一項」を「第六条第一項」に、「第八条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第五条に次の一項を加える。

2 教育長の期末手当の額は、特例期間において、岡山県教育委員会教育長の給与等に関する条例第三条第三項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額からその百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

第六条を削る。

第七条第一項中「職員の給与条例第二条第一項の」を「岡山県職員給与条例(昭和二十六年岡山県条例第十八号。以下「職員の給与条例」という。)(第二条第一項の」に改め、「岡山県立大学の学長を除き、」を削り、「平成十八年改正条例」を「岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成十八年岡山県条例第三号)()に改め、同条を第六条とし、第八条を第七条とする。(岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二十一条 岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年岡山県条例第四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第十八号まで」を「第十七号まで及び第二十号」に改める。

(公の施設のうち、廃止し、又は長期かつ独占的な利用をさせることについて議会の議決を経なければならぬものに関する条例の一部改正)

第二十二条 公の施設のうち、廃止し、又は長期かつ独占的な利用をさせることについて議会の議決を経なければならぬものに関する条例(昭和三十九年岡山県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「の各号」を削り、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条中「前条第四号から第七号」を「前条第三号から第六号」に、「第九号」を「第八号」に改める。

(岡山県立学校入学選抜手数料、入学金及び各種証明手数料徴収条例の一部改正)

第二十三条 岡山県立学校入学選抜手数料、入学金及び各種証明手数料徴収条例(昭和二十四年岡山県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「(大学を除く。)」を削る。

(岡山県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第二十四条 岡山県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和二十七年岡山県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「期末特別手当」を「期末手当」に改める。

第三条第三項を次のように改める。

3 期末手当の額は、知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年岡山県条例第五号)の適用を受ける知事以外の職員の例により計算して得た額(六月一日及び十二月一日以前の六箇月以内の期間における教育長の在職期間における教育長の勤務成績が良好でない場合には、その額から、教育長の勤務成績に応じ教育委員会が人事委員会規則の定める基準に従つて定める額を減じて得た額)とする。

(岡山県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第二十五条 岡山県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十五年岡山県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「期末特別手当」を「期末手当」に改める。

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第二十六条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和六十年岡山県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「以下「学校医等」を「次条第二項において「学校医等」に改める。

第二条第一項中「大学の学校医に関しては知事、大学以外の学校の学校医等に関しては」を削る。

第五条の見出しを「(教育委員会規則への委任)」に改め、同条中「大学の学校医に関しては規則で、大学以外の学校の学校医等に関しては」を削る。

(岡山県議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第二十七条 岡山県議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和三十一年岡山県条例第六十

九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「合計額に」、「の下に」、「六月に支給する場合には百分の百六十、十二月に支給する場合には百分の百七十五を乗じて得た額に」、「を加え、「第十九条の五第二項」を「第十九条第二項」に、「一定の」を「基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の同項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(岡山県営病院事業条例の廃止に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日の前日の属する事業年度に係る第一条の規定による廃止前の岡山県営病院事業条例第七条第一項の規定による業務の状況を説明する書類の作成については、なお従前の例による。

(岡山県行政情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現にされている第二条の規定による改正前の岡山県行政情報公開条例(以下「旧公開条例」という。)(に基づく公文書の開示の請求その他の手続のうち、県が設立した地方独立行政法人が他の実施機関から承継した公文書に係るものについては、当該地方独立行政法人に対してされた同条の規定による改正後の岡山県行政情報公開条例(以下「新公開条例」という。)(に基づく公文書の開示の請求その他の手続とみなす。

4 この条例の施行前に旧公開条例に基づく実施機関がした処分その他の行為で県が設立した地方独立行政法人が他の実施機関から承継した公文書に係るものについては、新公開条例に基づく当該地方独立行政法人がした処分その他の行為とみなす。

(岡山県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際現にされている第三条の規定による改正前の岡山県個人情報保護条例(以下「旧保護条例」という。)(に基づく公文書に記録されている個人情報であつて自己を個人情報の本人とするものの開示の請求(以下「開示請求」という。)(その他の手続のうち、県が設立した地方独立行政法人が他の実施機関から承継した公文書に記録されている個人情報に係るものについては、当該地方独立行政法人に対してされた同条の規定による改正後の岡山県個人情報保護条例(以下「新保護条例」という。)(に基づく開示請求その他の手続とみなす。

6 この条例の施行前に旧保護条例に基づく実施機関がした処分その他の行為で県が設立した地方独立行政法人が他の実施機関から承継した公文書に記録されている個人情報に係るものについては、新保護条例に基づく当該地方独立行政法人がした処分その他の行為とみなす。

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 第二十六条の規定による改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償については、なお従前の例による。